

民間投資促進特区（ものづくり産業）の改訂について

宮城県及び県内 33 市町村と共同申請し、平成 24 年 2 月 9 日に認定された民間投資促進特区（ものづくり産業）では、市内の 7 カ所が税制上の特例を受ける復興産業集積区域に指定されている。

蒲生北部地区においては、防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業を実施し、事業の進捗に合わせて市有地利活用事業者の募集や保留地販売の手続きを進めてきたが、今後引渡しを行う画地が数多くあり、引き続き「税制の特例」を活用してものづくり産業の集積・振興を進める必要があるため、蒲生北部地区を特定復興産業集積区域とすることとして復興推進計画を改訂することについて、宮城県等と共同で国へ申請を行う。

1 特定復興産業集積区域として申請する区域

蒲生北部地区（別添区域図のとおり）

2 国への申請時期

共同申請を行う宮城県及び他市町の協議が整い次第申請予定

3 対象業種

- ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
- ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
- ⑧船舶関連産業

【参考】民間投資促進特区（ものづくり産業）の概要（平成 24 年 2 月 9 日認定）

（1）計画作成主体

宮城県及び県内 34 市町村

（2）特例の内容

復興産業集積区域における税制上の特例

（3）集積を目指す業種

ものづくり産業 8 業種

- ①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、
- ⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、
- ⑧船舶関連産業

（4）復興産業集積区域

仙台市内は、以下の 7 カ所

- ①仙台港周辺地区、②泉パークタウン、③泉インターシティ、④松原工業団地、
- ⑤南吉成リサーチパーク、⑥生出地区の区画整理予定地、⑦東部の工業専用・準工業地域（扇町、日ノ出町、卸町東地区等）

民間投資促進特区(ものづくり産業)
特定復興産業集積区域図

